

議案第34号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 商工労働水産部の表10の項の(1)のイの(ア)の a 中「1,050円」を「1,200円」に、「1,250円」を「1,400円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「2,050円」を「2,200円」に、「2,400円」を「2,550円」に改め、同項の(1)のイの(ア)の b 中「100円」を「250円」に、「190円」を「340円」に改め、同項の(1)のイの(ア)の c 中「150円」を「300円」に、「190円」を「340円」に、「260円」を「410円」に、「360円」を「510円」に、「530円」を「680円」に、「910円」を「1,060円」に、「1,600円」を「1,750円」に、「2,450円」を「2,600円」に、「6,200円」を「6,350円」に、「7,800円」を「7,950円」に、「11,500円」を「11,650円」に、「14,300円」を「14,450円」に、「19,100円」を「19,250円」に、「21,500円」を「21,650円」に、「38,100円」を「38,250円」に改め、同項の(1)のエの(イ)の a 中「600円」を「630円」に改め、同項の(1)のエの(イ)の b 中「1,550円」を「1,580円」に改め、同項の(1)のエの(イ)の c 中「2,050円」を「2,080円」に改め、同項の(1)のエの(イ)の d 中「2,650円」を「2,680円」に、「3,400円」を「3,430円」に改め、同項の(1)のエの(ロ)中「6,400円」を「6,430円」に改め、同項の(4)中「780円」を「800円」に改める。

別表第1 農政部の表6の項の(3)のイの(ウ)中「1,130円」を「1,140円」に改める。

別表第1 土木部の表2の項の(10)の次に次のように加える。

(10)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率特例認定申請手数料	28,000円
--	------------------	---------

別表第1 土木部の表2の項の(12)中「又は第5項」を「若しくは第5項」に改め、同項の(15)中「第55条第3項各号」を「第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する限度の特例又は同条第4項各号」に、「建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料」を「建築物の高さ限度特例等許可申請手数料」に改め、同項の(17)の次に次のように加える。

(17)の2 法第58条第2項の規定に基づく高度地区内の建築物の高さに関する	高度地区内建築物の高さ特例許可申	162,000円
--	------------------	----------

る特例の許可の申請に対する審査	請手数料	
-----------------	------	--

別表第1 土木部の表8の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「宅地造成工事規制区域内に」を「宅地造成等工事規制区域内に」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成工事規制区域内宅地造成許可申請手数料」を「宅地造成等工事規制区域内宅地造成等許可申請手数料」に、「の宅地造成」を「の宅地造成等」に、「超える宅地造成」を「超える宅地造成等」に改める。

別表第1 警察本部の表7の項の(1)の8の次に次のように加える。

(1)の9 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	79,200円
(1)の10 法75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	78,500円

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1 土木部の表8の項の改正規定は、同年5月26日から施行する。

(提案理由)

建築基準法等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。